

独立行政法人  
労働安全衛生総合研究所について  
《事務・事業説明資料》

# 法人概要

## 《基礎データ》

【22年度】【(参考)21年度】

役員	5人 (うち監事2人)	うち 国家公務員出身者	0人	1人
		うち 現役出向者	2人	1人
職員	107人 (このほか 非常勤職員9人)	うち 国家公務員出身者	0人	0人
		うち 現役出向者	20人	24人
予算	24億円	うち 国からの財政支出	23億円	28億円

\* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

## 《主な事務・事業》

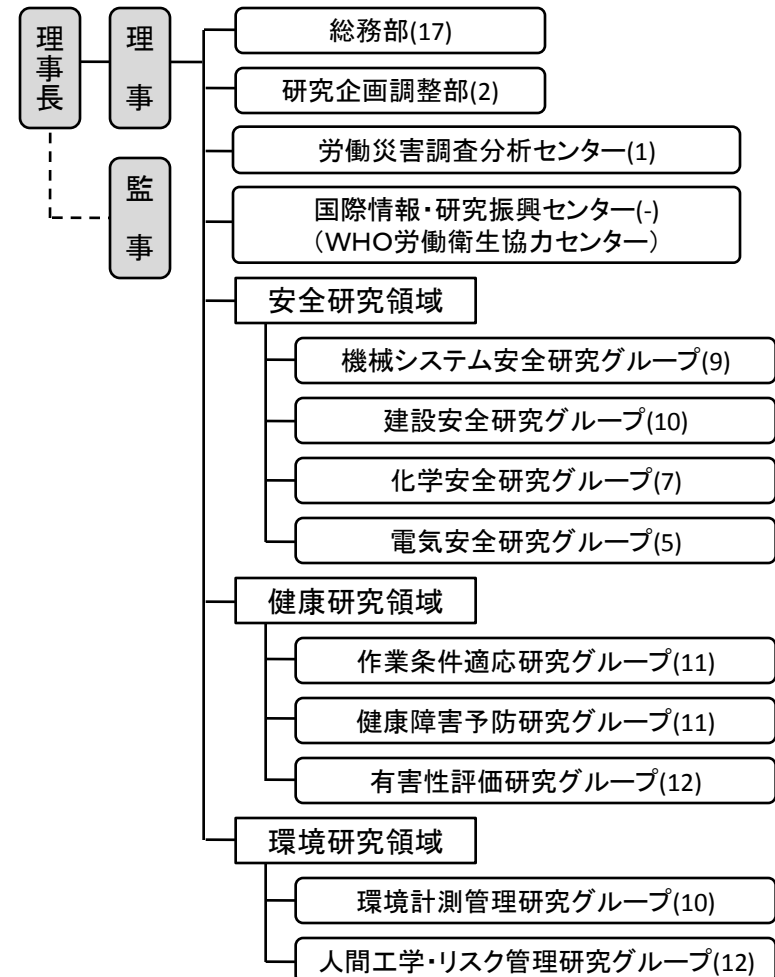
事務・事業	予算	うち国からの 財政支出
労働安全衛生に関する調査研究	24億円	23億円

## 《組織体制》

所在地：東京都清瀬市（本部）及び神奈川県川崎市

〔法人に占める  
管理部門の割合〕

管理・企画部門 2部2センター 研究部門 3研究領域9グループ	うち管理部門 1部(17人)	16%
------------------------------------	-------------------	-----



# 業 務 概 要

## 《業 務》

- 1 事業場における災害の防止並びに労働者の健康増進及び職業性疾病に関する総合的な調査及び研究の実施
- 2 労働安全衛生法に基づく現場への立入権限を有する労働災害の調査等の実施

## 《特 徴》

### ○ 労働安全衛生分野を総合的にカバーする我が国唯一の研究機関

※ 平成18年4月、(独)産業安全研究所 \*①と(独)産業医学総合研究所 \*②が統合して設立

①：昭和17年に厚生省産業安全研究所として設立 ②：昭和24年に労働省けい肺試験室として設立

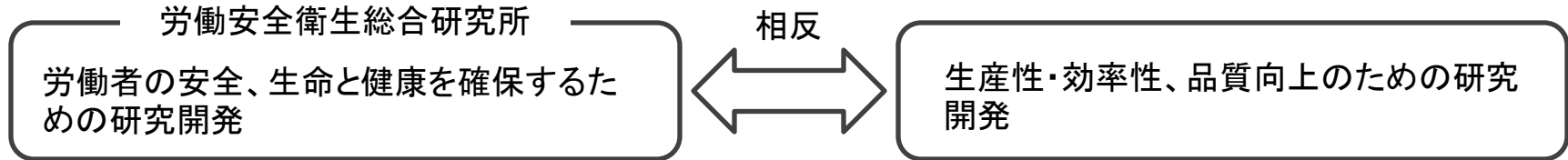
### ○ 労働安全衛生法令の制定等の基礎となる科学的知見等を収集する行政ミッション型研究機関

労働安全衛生分野の規制は、①労働現場で使用される最新の技術、工法、材料(新規化学物質等)、医学的知見等に対応して、②生産性や効率性よりも労働者の安全や健康の確保を優先して、設定される必要があり、欧米主要国においても労働安全衛生分野の研究は、企業の生産活動と直結した技術開発を行う他の研究機関とは独立した国立の研究機関において行われている。

主要先進国における安全衛生研究機関		位置付け	組 織	職員数	予 算
日 本	労働安全衛生総合研究所	独立行政法人 (厚生労働省所管)	3研究領域、9研究グループ、 2部2センター	107人	約24億円/2010年度
米 国	国立労働安全衛生総合研究所 (NIOSH)	国立研究所 (健康・人的サービス省)	9研究部門、32研究ブランチ、 地方事務所ほか	1,242人	約270億円/2009年度
英 国	国立安全衛生研究所 (HSL)	国立研究所 (健康安全庁)	3研究部門、19研究ユニット、 2部門2センター	384人	約55億円/2009年度
ドイツ	連邦労働安全衛生研究所 (BAuA)	国立研究所 (労働・社会関係省)	5研究部門、27研究ユニット、 2管理部門ほか	621人	約70億円/2009年度
フランス	国立労働安全研究所 (INRS)	国立研究所 (労働・社会・連帯省)	6研究部門、5情報・教育・支 援部門、6管理・人事部門	約650人	約100億円/2010年度

# 行政施策と連携した調査研究の実施

## 《研究内容の特徴》



## (具体例)

ナノ材料(新素材)の生産現場での健康影響、測定手法などの研究開発  
(生産性・効率性向上、素材の品質向上と相反)

製造工程の機械化に具備すべき安全装置などの研究開発  
(生産性・効率性向上と相反)

化学プラントにおける中間生成物の有害性、ばく露防止措置などの研究開発  
(最終生成物の品質向上、生産性向上と相反)

## 《社会的要請への対応》

国の労働災害防止計画等を踏まえつつ、労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施

### プロジェクト研究

注：研究の到達目標、期間等を明確にして行う重点研究

- 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究
- 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究
- 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究
- 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究
- 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究

## 目標 労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の提供

(具体例)

	H19年度	H20年度	H21年度
研究所の研究成果を反映した法令改正、通達等	16件	10件	10件

足場からの墜落防止措置に関する研究

建設業における足場からの墜落災害を防止するため、手すりの高さ等の義務化について、研究成果を踏まえ提言した。



平成21年3月に、「労働安全衛生規則」の改正を行い、足場等からの墜落防止措置を義務化した。

胸部エックス線検査に関する研究

胸部エックス線検査を実施すべき対象者の範囲について、研究を行い、提言した。



平成22年1月に、「労働安全衛生規則」の改正を行った。

## 目標 ISOやJIS等の基準制定等への参画

	H19年度	H20年度	H21年度
参画した件数	35件	61件	68件

(具体例)

- ・ ISO/TC199(国際標準化機構・技術委員会199)機械類の安全性
- ・ JISB6410(2009)プレス機械・サーボプレスの安全要求事項
- ・ ICNIPR(国際非電離放射線防護委員会)光学放射に関する許容基準

## 目標 学会発表及び論文発表の促進

- 講演・口頭発表等 1076件(H18~20年度)〔中期目標1700件(H18~22年度)の63.3%〕
- 論文発表等 921報(H18~20年度)〔中期目標850報(H18~22年度)の108.4%〕

## 目標 労働安全衛生研究の振興及び研究成果の社会への還元

- 大学等との連携・支援
  - ・ 7大学院(大阪大等)との連携大学院協定の締結(客員教授等の派遣、大学院生の受入)
- 技術指針・マニュアル等の公表
  - ・ 工場電気設備防爆指針(国際規格に整合した技術指針)、介護者のための腰痛予防マニュアル、特別研究報告 等
- 安全衛生技術講演会等の開催
  - ・ 研究成果の普及を目的とした技術講演会、シンポジウム等の開催、研究所の一般公開等
- 研究所刊行の学術誌、刊行物等の掲載論文及び報告書についてホームページ上で公開

	H19年度	H20年度	H21年度
ホームページへのアクセス件数	154万件	340万件	308万件

# 重大な労働災害の調査、鑑定等の実施

## 《行政との連携》

重大な労働災害の発生等

厚生労働省の要請

- ① 研究職員を派遣、災害原因等の調査
- ② 事故・被災の原因等を科学的に分析

厚生労働省に報告

厚生労働省において、  
再発防止策の制定(制度改正等)等に活用

## 目標及び実績

### 目標 災害調査等への的確な対応

	H19年度	H20年度	H21年度
災害調査	20件	14件	19件
鑑定・鑑別等	31件	21件	35件

災害調査 : 大型建設機械の倒壊、化学プラントの爆発・火災等  
鑑定・鑑別 : 肺中石綿繊維の有無、ジェットコースター脱線事故、  
温泉施設の爆発(警察機関等からの依頼鑑定を含む)

大型建設機械の倒壊



化学工場における爆発事故

